

特定個人情報保護評価の実施について（答申）

平成26年12月

北海道情報公開・個人情報保護審査会

## 答申に当たって

北海道情報公開・個人情報保護審査会は、北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例に基づく不服申立ての審議、両条例の運営に関する事項の調査審議、また、情報公開制度又は個人情報保護制度の在り方について建議を行うことを目的として、平成17年4月に知事の附属機関として設置された。

その後、平成25年5月に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議するため、平成26年7月に所要の条例改正が行われた。

この度、知事から、道が特定個人情報保護評価を実施するに当たり、重点項目評価の意見聴取及び第三者点検の実施可否等について諮問を受け、審議を行った結果、ここに答申を出すに至った。番号法に基づき導入される番号制度については、国会における法案審議過程で、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等といった懸念が指摘されている。

この答申は、番号制度に対する道民等の懸念を踏まえ、番号法に基づく制度上の保護措置の一つである特定個人情報保護評価の実施により、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び道民等の信頼確保に資するよう検討し、取りまとめたものである。

今後、道がこの答申の趣旨を十分踏まえて、特定個人情報保護評価を実施するよう期待するものである。

平成 26 年 12 月 5 日

北海道情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 尾 崎 英 雄

## 目 次

- 1 重点項目評価の意見聴取及び第三者点検の実施可否について（P 1）
- 2 特定個人情報保護評価の年 1 回の見直しを努力規定とすることの適否について（P 3）
- 3 特定個人情報保護評価の 5 年経過前の再実施を努力規定とすることの適否について（P 4）

### 参考

- 1 北海道情報公開・個人情報保護審査会の審議状況（P 6）
- 2 北海道情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿（P 6）

## 1 重点項目評価の意見聴取及び第三者点検の実施可否について

道が実施する特定個人情報保護評価に対する道民等の信頼を確保し、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止を図るため、重点項目評価については、全項目評価と同様に、評価書を公示の上、道民等からの意見の聴取と第三者点検を受けることが適当である。

(説明)

全項目評価については、公示の上、道民等からの意見の聴取と第三者点検を受けることが義務付けられているが、基礎項目評価及び重点項目評価については、このような義務付けはない（特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項及び第 4 項並びに特定個人情報保護評価指針（平成 26 年 4 月 18 日付け特定個人情報保護委員会告示第 4 号。以下「指針」という。）第 5 の 3（3）イ）。

ただし、特定個人情報保護委員会が示している「特定個人情報保護評価指針の解説」（以下「解説」という。）においては、「重点項目評価については、意見聴取、第三者点検が義務付けられるものではありませんが、評価実施機関が任意で意見聴取、第三者点検を行うことを妨げるものではありません。」とされており、その実施は、地方公共団体の判断に委ねられている。

特定個人情報保護評価の実施に当たっては、全ての特定個人情報ファイルについて一律のやり方を行うのではなく、プライバシー等に対する影響を与える可能性が高いと認められるものについて手厚い特定個人情報保護評価を実施することとされている。

具体的には、しきい値判断（次の 3 項目による客観的判断。①事務の対象人数、②特定個人情報ファイルの取扱者数、③特定個人情報に関する重大事故の有無）の結果、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価のレベルが判断され、

- ① 基礎項目評価
- ② 基礎項目評価及び重点項目評価
- ③ 基礎項目評価及び全項目評価

のいずれかの実施が求められることになる。

このうち、全項目評価では、重点項目評価よりも、リスク対策について詳細な分析・評価を行うほか、全項目評価書を公示の上、道民等からの意見の聴取と第三者点検を受けることが義務付けられていて、重点項目評価には、このような義務付けはされていない。両者の定義は、重点項目評価は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える可能性がある認められるもの、全項目評価は個人のプライバシー等の権利利益に影響を

与える可能性が高いと認められるものであり、程度の違いはあれ、個人のプライバシーなどの権利利益に影響を与えるものと認められる。

また、この両者の評価書の評価項目は、重点項目評価書が全項目評価書に準じた内容になっていることから、道民等からの意見の聴取と第三者点検という手続面についても、重点項目評価について、全項目評価と同様の手続で行うことが適当であると考えます。

なお、基礎項目評価に係る意見聴取、第三者点検については、特定個人情報保護委員会は、解説において言及しておらず、また、基礎項目評価書の記載項目・記載事項が、全項目評価書又は重点項目評価書の記載項目・記載事項に比べ格段に少なく、評価書の公示は情報漏えい等のリスクを軽減するための適切な措置を講ずることの宣言であることからその必要性は認められるが、道民等からの意見の聴取と第三者点検を行う必要性は認められない。

## 2 特定個人情報保護評価の年1回の見直しを努力規定とすることの適否について

特定個人情報保護評価の実施の対象は特定個人情報ファイルを取り扱う事務であり、社会情勢の変化により、事務の内容及び事務を取り巻く環境にも変更や変化が生じることがある。この場合に必要に応じ、特定個人情報保護評価書の記載内容を修正しなければならないものとして、1年に1回の見直し義務を課すことが適当である。

### (説明)

評価実施機関は、少なくとも1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書を見直すよう努めるものとしてされている(規則第14条第1項及び指針第5の4)。

道の取扱いとしては、努力規定ではなく、原則、義務規定としてはどうか検討する。

特定個人情報保護評価書の記載事項には、次のような変更・変化の生じる事項がある。例えば、評価実施機関の担当部署名及び所属長氏名(基礎項目評価書であれば、「I 関連情報」の「5. 評価実施機関における担当部署」)があり、これらは、道組織の見直しや人事異動により、変更が必要になる。

また、事務の対象人数(基礎項目評価書であれば、「II しきい値判断項目」の「1. 対象人数」)や特定個人情報ファイルの取扱者数(基礎項目評価書の「II しきい値判断項目」の「2. 取扱者数」)は、比較的頻繁に変化するものであり、事務の対象人数は、場合により、日々、変化することがある(特定個人情報保護評価書の記載内容は、一定の数字の幅のある選択肢の番号を記載するものであり、直接、人数を記載するものではないが、一定期間に、選択肢の番号が変動することはあり得る。)

特定個人情報保護評価書の見直しをおろそかにすることは、特定個人情報保護評価書の内容、すなわち情報漏えい等の軽減措置への関心を希薄にし、職員の異動や他の業務に追われて特定個人情報保護評価書の内容を知らない、見たこともないといった結果を招くおそれがあり、特定個人情報保護評価への関心を喚起する上からも、特定個人情報保護評価書の定期的な見直しを義務化すべきものとする。と考える。

見直しを行う頻度については、上記のような様々な事象の発生に伴う変更・変化の都度行うことは事務担当課に過大な負担を強いるものとなる可能性があることから、1年に1回とすることは適当であるとする。

### 3 特定個人情報保護評価の5年経過前の再実施を努力規定とすることの適否について

昨今の情報通信技術の発達及び個人情報の保護に関する情報技術の長足の進歩並びに道民の個人情報に対する関心の高まりや、社会情勢のめまぐるしい変化に鑑み、道が実施する特定個人情報保護評価に対する道民等の信頼を確保するため、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから、然るべき期間（5年）の経過前に、特定個人情報保護評価の再実施を義務付けることが適当である。

#### (説明)

評価実施機関は、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとしてされている（規則第15条及び指針第6の2（4））。

道の取扱いとしては、努力規定ではなく、原則、義務規定としてはどうか検討する。

特定個人情報保護評価は、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等といった懸念が示されていることに対する番号制度上の保護措置の一つである。

評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えい等のリスク対策を具体的に講じていることを、特定個人情報保護評価書の作成・公表を通じて宣言するものである。

特定個人情報保護評価書に記載して公表されたリスク対策は、使用する情報システムの更新のほか、その後の情報通信技術の発達及び個人情報の保護に関する情報技術の長足の進歩並びに道民等の個人情報に対する関心の高まりや、社会情勢のめまぐるしい変化により、見直しが必要になることが考えられる。そのような変化と特定個人情報保護評価書に記載されている内容との乖離を放置しては、特定個人情報保護評価に対する道民等の信頼が損なわれる可能性があることから、番号制度に対する道民等の懸念を払拭し、信頼を確保しようとして実施する特定個人情報保護評価の目的からは、然るべき期間（5年）の経過前に、特定個人情報保護評価を再実施することは適当である。

道が特定個人情報ファイルを取り扱う事務の大半は、情報システムやネットワークに依存して行われている。近年、世界規模でのコンピュータウイルスのまん延、サイバー犯罪の増加、情報システムの障害、個人情報の流出が社会問題化しているが、特定個人情報ファイルを取り扱う事務についても、このような事故に遭う危険性が否定できない。年々高まるリスクに適切に対応し、特定個人情報の漏えい等のリスク対策の実効性を高めるためには、一定期間ごとに、抜本的なリスク対策の見直しとリスク軽減措置を取る

ことを義務化すべきものとする。

また、再実施を行う頻度については、「昨今の情報通信技術の進歩の早さを踏まえると、5年を経過すればリスク対策などを見直す必要性が高くなっていることが想定され」（解説 106 ページ）という特定個人情報保護委員会の認識は、道が評価実施機関として特定個人情報保護評価の再実施を行う頻度として適当であるとする。



## 1 北海道情報公開・個人情報保護審査会の審議状況

月 日	審 議 内 容
10月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事から審査会への諮問</li> <li>・ 第四部会へ付託</li> </ul>
10月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議 「特定個人情報保護評価の実施について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点項目評価の意見聴取及び第三者点検の実施可否について</li> <li>・ 特定個人情報保護評価の年1回の見直しを努力規定とする ことの適否について</li> <li>・ 特定個人情報保護評価の5年経過前の再実施を努力規定と するものの適否について</li> </ul> </li> </ul>
11月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申案について審議</li> </ul>
12月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申</li> </ul>

## 2 北海道情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿

平成26年9月30日現在（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
安藤 誠悟	弁 護 士	第一部会長
市毛 智子	弁 護 士	
尾崎 英雄	弁 護 士	会長
片桐 由喜	小樽商科大学商学部企業法学科教授	第二部会長
上机 美穂	札幌大学法学系准教授	
見野 彰信	弁 護 士	
嶋田 健	テレビ北海道専務取締役	
白井 芳明	株式会社HARP 常務取締役プロジェクト推進部長	
城下 裕二	北海道大学大学院法学研究科教授	副会長 第三部会長
高井 昌彰	北海道大学情報基盤センター センター長・教授	第四部会長
竹田 恒規	北星学園大学経済学部専任講師	
中村 敏子	北海学園大学法学部政治学科教授	
丸尾 正美	弁 護 士	